

2020年4月15日

衆議院議員 各位

## 新型コロナウイルス感染対策にかかわる学習権保障 の経済的支援策に関する緊急要請書

国民のための奨学金制度の拡充をめざし  
無償教育をすすめる会（奨学金の会）  
会長 三輪 定宣（千葉大学名誉教授）

新型コロナウイルスの感染が深刻化・重大化するも、政府・自治体はイベント自粛や一斉休校、外出自粛などの要請を行っています。その結果、様々な経済活動に影響が現れ、事業の休業や廃業、それに伴う解雇・雇い止めや内定取り消しなどの報告が出てきています。

今回の経済への影響の特徴は、感染収束の時期が見通せないまま、個人の活動が制約されることで、自助努力での将来設計が困難な状況が生まれることです。

こうした状況下で憲法第26条の学習権を保障するためには、感染から児童・生徒・学生の命を守る環境・衛生対策とともに、家計急変の状況に対応した経済的支援策を早急に行うことが重要です。特に新学期を迎え、進級・進学・就職活動など経済的負担がかかる今こそ、抜本的な直接支援が求められています。

つまり、直接・間接の学校納付金の減免や、奨学金については将来に負担を転嫁する貸与（ローン）や返還猶予という形ではなく、給付や返還免除という救済が必要になっていきます。

以上の観点から、下記の点を緊急に実施するため、必要な予算措置等を速やかに行うよう要請します。

記

### 1、児童・生徒に対する学習権保障について

新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変した子どもたちの学資を負担している者に対して、下記の対応をおこなうよう指導を徹底すること。

- ① 入学金や授業料など学納金の納付が困難な者に対して、都道府県や各教育委員会、学校法人が入学金等の減免、減額及び猶予をおこなうこと。

- ② 入学や新学期開始に際し、就学援助等の認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、申請期日までに申請書の提出が困難な場合、柔軟な対応をおこなうこと。年度途中において認定を必要とする者については、速やかに認定し必要な援助をおこなうこと。
- ③ 高校等就学支援金や高校生等奨学給付金について、状況に応じ、申請期間を延長するなど柔軟な対応をおこなうこと。年度途中においても授業料減免措置等の必要な支援をおこなうこと。奨学金を必要とする高校生等に対しては、可能な限り速やかに対応すること。
- ④ 各制度の内容や問い合わせ先を周知徹底し、相談に対して丁寧に対応すること。

## 2、学生等に対する学習権保障について

新型コロナウイルス感染症の影響により家計やアルバイト等の収入が急変した国公立及び私立の学生等に対して、下記の対応を早急に行うこと。

- ① 緊急の授業料減免措置を行うこと。
- ② 一律月6万円の給付奨学金を一年間支給すること。
- ③ 授業料減免・給付奨学金受給資格の成績要件をなくし、家計急変の証明書類については、柔軟に対応すること。
- ④ 家計急変の給付奨学金支給対象者に大学院生を含めること。
- ⑤ 給付奨学金の申請に際し、マイナンバー提供を強制しないこと。利用しない者に不利益が生じないよう「マイナンバーを取得しない権利」を保障すること。
- ⑥ 海外特別研究員など、海外に滞在していることが前提となっている学振制度の受給者が渡航・滞在が困難になることによって支給が止まり、収入が急減することについて、支給条件を柔軟に運用するなどして支給が継続されるようにすること。
- ⑦ オンラインによる授業が始まることで、自宅の通信環境が学習環境の格差につながる懸念される。すべての学生が平等にオンラインによる授業が受けられるよう通信環境の確保のための施策を講じること。

## 3、奨学金返還困難者に対する経済的支援について

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した返還者に対して、下記の対応を早急に行うこと。

- ① 1年間返還猶予を行い、その期間の返還すべき債権を償却すること。
- ② 返還猶予の要件を緩和し、家計急変の証明書類については、柔軟に対応すること。
- ③ 120ヵ月の猶予期間を満了した者についても猶予を認めること。
- ④ 日本学生支援機構の相談体制を拡充するとともに、業務量の増加にも対応できるような人的体制の整備のための予算措置を行うこと。

以上